

# 社会保険診療報酬支払基金の抜本改組について

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

## これまでの議論について

### ○医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部）（抜粋）

#### （5）医療DXの実施主体

医療DXに関する施策について、国の意思決定の下で速やかにかつ強力に推進していくため、医療DXに関連するシステム全体を統括し、機動的で無駄のないシステム開発を行う必要がある。このため、オンライン資格確認等システムを拡充して行う全国医療情報プラットフォームの構築、及び診療報酬改定DX等本工程表に記載された施策に係る業務を担う主体を定める。具体的には、社会保険診療報酬支払基金が行っているレセプトの収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、同基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。

この改組にあたっては、地方関係者の参画を得つつ、国が責任をもってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩するIoT技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとするとともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。

### ○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

#### 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

#### 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

（略）医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組し、（略）。

## 支払基金の改組に関する基本的考え方について

- 支払基金の設立の経緯（※）や、医療DXの基盤となるのは診療報酬請求の枠組み・システム（オンライン資格確認等システム）であることを考えると、支払基金を医療DXに関する運用主体の母体とする上では、引き続き、**支払基金の審査支払機能を適切に維持することが前提。**
  
- その上で、以下の点に留意して、組織体制の見直しを行う。
  - ① **審査支払機能の独立性を引き続き確保するとともに、地方関係者の参画を得つつ、医療DX関連業務への国のガバナンスを発揮する体制**とする
  - ② 国のガバナンスについては、**行政の肥大化につながらない**ようにするとともに、支払基金が特別民間法人であることを踏まえたものとする
  - ③ 医療DX関連業務について、情報通信技術に関して**高度かつ専門的な知見を有し、技術の進歩や変化に柔軟に対応しつつ、一元的な意思決定が可能となる体制**とする

（※）支払基金は、保険者の委託を受けて審査支払業務を行うこと等を目的に設立された法人。特殊法人等整理合理化計画により、H15年に特殊法人から特別民間法人化した。

## 法人の目的・業務の見直しについて

支払基金を医療DXの実施主体とする上で、法人としての目的及び実施する業務について、以下のとおり改正することとしてはどうか。

### (1) 法人の目的

- 支払基金法第1条には、法人の目的が規定されており、現行では以下の業務を行うことが定められている。
  - ・ 診療報酬の迅速適正な支払・診療報酬請求書の審査、
  - ・ 医療保険各法等の規定により行う事務、
  - ・ 情報の収集・整理・分析とその結果の活用に関する事務
  
- 支払基金を医療DXの実施主体とする上で、法人の目的として、上記に加え
  - ・ **医療DXの推進により、医療の質の向上、医療機関・保険者等の業務効率化等の医療の効率的な提供に資する業務を実施する**
  - ・ **医療DXの基盤の整備・運営を担う**旨を法律に規定する。

### (2) 法人の業務

- 支払基金法第15条には、第1条の目的を達成するために支払基金が行う業務が規定されている。  
現行でも、支払基金は、電子処方箋管理サービス、医療情報化支援基金、履歴照会業務等の医療DX関連業務を実施しているが、これらは地域医療介護総合確保法において、支払基金が実施する業務であると規定されている。
  
- 支払基金を医療DXの実施主体とする上で、第1条の目的規定の改正と併せて、**上記の現在実施している医療DX関連業務及び電子カルテ情報共有サービス等の新たな医療DX関連業務について、支払基金法上に規定する。**
  
- なお、改組後において、支払基金が今後どのような医療DX関連業務を実施するかについては、その業務の内容や性質、支払基金が保険者の委託を受けて設立された組織であること等を踏まえて、判断されることになる。

# 「医療DX総合確保方針（仮称）」及び「医療DX中期計画（仮称）」について

医療DX関連業務に対する国のガバナンスを適切に発揮するため、独立行政法人における国の中期目標と法人の中期計画を参考に、「医療DX総合確保方針（仮称）」及び「医療DX中期計画（仮称）」を定めることとしてはどうか。

- 政府の医療DX工程表を踏まえ、**厚生労働大臣**が、厚生労働分野に関する**医療DXの総合的な方針（医療DX総合確保方針（仮称））**を定める。方針には、①国、関係主体が取り組むべき事項、②「医療DX中期計画」に盛り込むべき事項、③地域医療介護総合確保方針や医療計画の基本方針等との整合性に関する事項等を規定する
- 方針を受け、**支払基金は、医療DXの中期的な計画（医療DX中期計画（仮称））を定める**。計画には、方針実現のための目標や取り組むべき年度ごとの具体的な事項、組織体制、人材確保、財務等に関する事項を規定する。また、関係者の連携協力義務、目標の達成に関する努力義務を規定する。

**医療DX工程表**  
医療DX本部決定  
本部長：内閣総理大臣

政府が行う医療DXの取組に関して、その基本的な考え方及び具体的な施策内容を定めるもの。  
(対象期間：令和5年度～概ね令和12年度)

**医療DX総合確保方針（仮）**  
厚生労働大臣告示

医療DX工程表に基づき、  
①国、関係主体が取り組むべき事項  
②支払基金が作成する「医療DX中期計画」に盛り込むべき事項  
③地域医療介護総合確保方針や医療計画の基本方針等との整合性に関する事項等を規定する。（対象期間：3年以上6年以下の期間）

**医療DX中期計画（仮）**  
支払基金策定  
(厚生労働大臣認可)

医療DX総合確保方針の実現のための目標や取り組むべき年度ごとの具体的な事項、組織体制、人材確保、財務等を規定する。 (対象期間：3年以上6年以下の期間)  
※厚労大臣の認可を受けるものとし、その実績について、厚労大臣が評価する。

新たに法定化する

## 組織体制の見直しについて①

診療報酬の審査支払機能を適切に維持しながら、地方関係者の参画を得つつ、医療DX業務に係る国のガバナンスを発揮し、柔軟で一元的な意思決定を確保するため、以下のように組織体制を見直すこととしてはどうか。

### (1) 「運営会議（仮称）」の設置について

- ・ 4者構成16人体制の現行の理事会に代えて、新たな意思決定機関として、**「運営会議」（仮）を設置**する。
- ・ 運営会議は、**学識経験者・被保険者、保険者（地域保険・地域行政代表を含む。）**、**診療担当者の体制**で構成する。
- ・ 運営会議は、理事長等の役員の選任、予算・決算の作成・変更、定款・事業計画等の作成・変更、医療DX中期計画の策定、その他の重要事項の議決を所掌するものとする。

※運営会議には、厚労大臣が指名する職員が意見を述べるができる。また、必要な関係者の意見を求めることができる。

※上記の運営会議委員については、厚労大臣の認可制とし、命令違反等の場合の厚労大臣の解任命令・解任権を設ける。

役員についても、現行どおりであるが、運営会議委員と同様の規定を設ける。

### (2) 「審査支払運営委員会（仮称）」の設置について

- ・ 審査支払業務については、新たに**「審査支払運営委員会」（仮）を設け、これまでの理事会と同様の4者構成16人の体制で運営**し、運営委員は法人の役員とする。
- ・ 審査支払に関する予算・決算や事業計画等については、「審査支払運営委員会」の専決事項とする。

### (3) 医療DXの推進体制について

- ・ 現在の常勤役員である理事長・理事の中に、**情報通信技術に関する高度かつ専門的な知識を有する理事（CIO）を加える**こととする。医療DX関連業務については、**運営会議における全体方針の決定を受けて、理事長・CIO等が中心となって、執行していく体制**とする。

※必要に応じて外部の有識者の意見を聴く。

## 改組後

### <運営会議（仮）>（非役員）※現行の理事会の半数程度とする

#### 【構成】※1

- ・学識経験者、被保険者
- ・保険者（地域保険・地域行政代表を含む）
- ・診療担当者

※1 厚労大臣が指名する職員・必要な関係者が出席して意見を述べる  
ことができる。また、必要な関係者の意見を求めることができる。

#### 【所掌】

- ・役員の選任・解任、予算・決算、定款・事業計画等の作成・変更、  
医療DX中期計画の策定、その他の重要事項の議決 ※2
- ※2 審査支払に係る部分は審査支払運営委員会の専決事項とする。

役員を選任・解任（厚労大臣認可）  
業務を監視・監督

【執行部】役員  
理事長、専務理事、常勤理事3名（うち1名をCIOとする）

運営委員を選任・解任  
（厚労大臣認可）

### <審査支払運営委員会（仮）>（役員）

#### 【構成】※現行の理事会構成と同じ

- ・公益代表（理事長、専務理事、常勤理事2名）
- ・保険者代表運営委員
- ・診療側代表運営委員
- ・被保険者代表運営委員

#### 【所掌】

- ・審査支払に関する予算・決算、事業計  
画等の決定・執行（専決）

### <医療DXの推進体制>

#### 【構成】

※速やかな意思決定が  
可能な人数とする

- ・理事長
- ・CIO（医療DX担当理事）
- ・COO（非役員）
- ・国保中央会役員 等

※必要に応じ外部有識者の意見を聴く

#### 【所掌】

- ・医療DX関連業務の執行

大臣

選任・解任  
の認可  
命令違反等  
の場合の  
解任命令、  
解任

## 現行

### <理事会>（役員）

#### 【構成】※四者構成

- ・公益代表理事
- ・保険者代表理事
- ・診療担当者代表理事
- ・被保険者代表理事

#### 【所掌】

- ・予算・決算、事業計画等の重要事項  
の議決

大臣

選任・解任  
の認可  
命令違反等  
の場合の  
解任命令、  
解任

【執行部】公益代表理事（役員）  
理事長、専務理事、常勤理事2名

※理事長、専務理事、常勤理事、監事は、  
改組後においても、引き続き、業務執行  
及び監査を実施。

## サイバーセキュリティ対策、法人の名称の見直しについて

### (1) サイバーセキュリティ対策

- 支払基金が全国医療情報プラットフォームの中核的役割を果たすこと、医療DX関連業務への国のガバナンスを発揮するため、重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等が発生した場合に、厚生労働大臣への報告義務を設ける。
- 現在でも、オンライン資格確認等のセキュリティに関するガイドラインに基づき、支払基金は、システム障害発生時等には、厚生労働大臣に報告を行っている。

### (2) 法人の名称

- 改組後の法人の業務（診療報酬の審査支払業務と医療DX関連業務）を適切に表現した名称を検討する。
- また、医療DXに関する有能な技術者を確保できるよう、医療DXの実施主体として相応しい名称を検討する。